

自然エネルギーで暮らす

(株)生活クラブエナジーに電力を供給している飯館電力(株)と、清流と温泉資源を活かした再生可能エネルギー事業でまちの再生を目指す(株)元気アップつちゆの取組みを視察。原発で失った地域社会を、自然エネルギーの創出で再生し、収益を地元に戻元するという新しいビジネスモデルで地域経済の自立を目指す実践に学びます。

持続可能な環境をつくる政策・制度研究会 座長 三宅 真里 (ネット鎌倉)

エネルギー基本計画

福島第一原発事故から7年が過ぎましたが、事故の処理や被災者支援も進まない中、各地で原発再稼働に舵が切られています。閣議決定した「第5次エネルギー基本計画」は、再生可能エネルギーの主力電源化を方針に持ちつつも、原発は「重要なベースロード電源」と位置付けたまま、再エネ

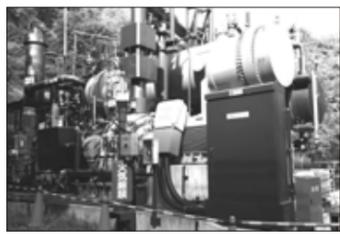
普及の具体策は見えてきません。一方、原発事故の被災地である福島県内では、自然エネルギーで自立復興の道をひらき、次世代のために豊かな社会をつくる実践が始まっています。

ソーラーシェアリングで飯館村の復興

飯館村は、2011年の福島

原発事故により全村避難となりました。2017年春に避難指示が解除されましたが、帰村者は600人に留まり、20歳未満はわずか3人です。58億円を投入した小中一貫校、8億5000万円のふれ愛館、14億円の道の駅などが次々と建設されましたが、将来の展望は見えず帰村につな

飯館電力は、住民自らが飯館村の土地と風土を守り、村のあるべき未来を創るために出資して設立しました。農地の上部を利用したソーラーシェアリング(農業と発電事業を同時に行うシステム)と、野立タイプ(非農地)のソーラー、合わせて50カ所です。自然エネルギーを生み出しています。ソーラーパネルの下で育てた牧草で牛を飼い、村の生業である営農に協力していく未来構想を持ち、復興をめ



温泉熱を利用するバイナリー発電

▼発電所をフィールドミュージアムとして整備、バイナリー発電後の熱水を利用してオニテナガエビの養殖事業など、観光資源化して新たな産業を生み出す



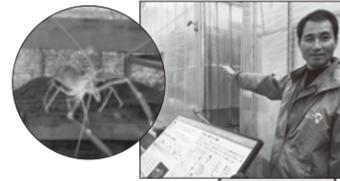
▲除染は人家や道路等からの周辺20mの距離までとされる。除染廃棄物を詰め込んだフレコンバック(2t袋)230万個が農地に山積み



▲フレコンバックを覆う土を採取するために山が削り取られ、景色は一変

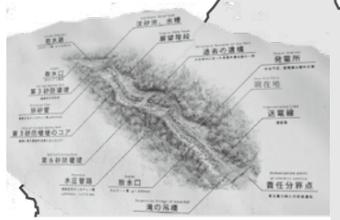


▲各所に設置されたモニタリングポストの値は、0.3~0.6μSv/hを示し、神奈川県内測定値の10倍



まちを再生する「元気アップつちゆ」

土湯温泉では、震災による建物損壊や原発事故の風評被害によって観光客が激減し、温泉旅館の3分の2が長期休業や廃業に追い込まれました。この危機を乗り越える復興施策の一つが、温泉熱を利用した「バイナリー発電」と砂防堰堤を活用した「小水力発電」の再生可能エネルギー事業です。



▲砂防堰堤を活用した「小水力発電」



▼再エネ事業者が同業関係者と一緒に再生可能エネルギーの普及活動を行う



▲飯館電力(株)取締役 千葉訓道さん

自然エネルギーへパワーシフト

売電収入は1億5000万円/年ほどで、初期投資費用を償却しながら、地域の高齢者や高校生のバスの定期券、土湯小学校の給食費と教材費など、まちの再生資金に充てられます。

「自然エネルギーへパワーシフト」は、飯館電力と連携する「生活クラブエナ

人権差別撤廃条例

制定に向けて

視点



渡辺 あつ子 (ネット宮前/川崎市議)

10月5日、東京都では、2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けて、ヘイトスピーチを規制しLGBTなどの性的少数者への差別を禁止する人権尊重条例が、賛成多数で可決成立しました。条例では、ヘイト対策として知事が都施設の利用を制限するための基準を設けると規定。また、集会やインターネット上での差別的言動があった場合には、活動の概要や団体名・個人名を公表できるとしています。しかし、表現の自由への影響を懸念する意見も聞かれ、施設使用の具体的基準が条例に盛り込まれなかったこと等、課題も指摘されています。

川崎市は、2015年3月に人権を尊重し共に生きる社会をめざして、「人権かわさきイニシアチブ」を策定しています。しかし、2013年5月に始まった川崎区桜本地区に向けたヘイトデモは、川崎で共に生きてきた韓国朝鮮の人々の安心と安全を激しく脅かし続けています。繰り返されるヘイトデモに対し、川崎市議会でもヘイトスピーチに対する

決議をあげ、議会として学習会を開催、共通の理解をもつべきことを全会一致で市長宛てに提出、速やかな対応を求めました。市長は、2017年7月には第2期川崎市人権施策推進協議会にヘイトスピーチ対策を諮問し、2018年3月に答申が出されました。その中で、あらゆる差別を許さず、偏見をなくしていくためには、その基本となる条例が必要と付記されています。また、川崎市は2017年11月に「ヘイトスピーチ解消法」に基づく公の施設利用許可に関するガイドラインをつくり、公園や施設使用について制限を設けて来ましたが、施設側の判断で可否が揺れています。こうした反省に立てば、改めて条例の早期制定が望まれます。市長は既に制定している人権に関する条例との整合性や、制定に向けたパブコメに時間がかかるとの懸念をあげ、2019年3月末までに条例案を提示したいとしています。韓国朝鮮籍市民を含めた外国籍市民が、いつまでも川崎のまちで安心して暮らすことが出来るよう、早期の条例制定に向けて、さらに働きかけていきます。